

第5回「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」

意見の概要

開催日時：平成26年12月19日（金）10：00～12：30

（本意見の概要はゲストスピーカー、行政も含む出席者から出た意見を掲載しています）

□第5回の中心テーマ

「富士山等の広域的景観資源の保全施策をどう展開すべきか」

□プレゼンテーションの概要

- ・ 福岡県における広域連携への取組と広域景観計画の課題と役割
- ・ 静岡県における広域景観形成の取り組みと県の役割と課題
- ・ 富士山をフィールドとした取組について

■意見の概要

○広域景観における地方公共団体間の利害調整について

- 複数の地方公共団体にまたがる広域景観の取組を進める上では、利害関係が一致しないことがあるため、前提条件を共有しつつ、運用段階での利害関係に問題が発生することも想定しながら取組を進める必要がある。
- ・ 景観計画の策定等、複数の市町村間での将来ビジョンを示す段階においては、調整はうまくいくものの、実際に計画を運用する段階において、利害関係が一致しない場合がある。
- ・ 利害調整は市町村界を意識せず、地形、地勢、歴史的つながり等による「景域」という考え方でまとめるとうまくいくことがあるのではないかと。隣接自治体間で、観光重視と環境重視でスタンスが異なる場合もあるが、景観を保全していく上では、観光や環境等、様々な観点からバランスよく考える必要がある。

○広域景観における目標の共有、視対象及び周辺地域の景観誘導について

- 広域景観に取り組む上では、景観まちづくりの目標や意義を関係主体で共有することが重要であり、共有した目標・意義に基づき様々な公益のバランスを調整しながら、視対象等を明確に設定し、場所に合った景観誘導を図る必要がある。
- ・ 複数の自治体の一つの対象物に関して、景観の取組を進める上では、景観をどうしたいかという明確な目標を共有することと、そのために何が課題かということを確認することが重要である。
- ・ 富士山のような場所の景観を保全する上では、過度な制限とならないよう、規制を厳しくして視対象として守るべき場所とその周りに寄り添って住む人達が活動できる場所を、明確に区分けして、適切な規制をすべきではないかと。
- ・ 条例において、規制の対象を面積で制限すると、その根拠の説明が難しいことや、抜け道が出てきてしまうなど取り扱いが難しい場合もある。その場合、場所を設定して規制する考えもあると思う。
- ・ 複数の関係市町村がひとつの視対象となるエリアにおけるメガソーラーや風力発電などの立地を、法律で規制できるようなしくみがあつた方がよいのではないかと。そもそもメガソーラ

一は何が問題なのか。視対象に入るからなのか。視対象に入る場合は規制するのか。

- ・メガソーラーの立地規制は、エネルギー環境政策の公益と景観の公益をどう調整するのかという問題であり、両視点からの公益の調整をどのように図るか課題である。
- ・広域景観を考える上では、海岸の景観の規制が難しく、特に土木構造物の景観に対する影響は大きい。

○他の活動と連携した景観の維持管理について

- 自然的な景観を維持する上では、産業として維持するだけでなくイベントと連携して景観を維持管理する方法もあり、景観を別の視点から維持管理するための方法を検討する必要がある。
- ・農業と林業を育成しなければ、農山景観の持続可能性は保てない。日本の自然景観の美しさは人の手が入っていることに起因しており、産業として取り組めないのであれば、景観の視点から守ることができないか。
- ・ランドスケープを守っていくことはその土地の食を守っていくことでもある。スポーツイベントや食のイベントといった取り組みと連携させることで、知らずのうちに景観を守ること重要ではないか。
- ・景観のきれいな場所でのイベントや農業など、「景観を活用・創出する」という視点に立てば、地域で景観を良くする取り組みは、新しい価値や利益を生み出すといった良い循環をつくる可能性もあるのではないか。

○広域景観における景観単位と計画単位について

- 広域景観に取り組む上ではその景観単位と計画単位の決め方が関係主体の合意形成を図る上でも重要であり、視覚的な景観だけでなく地形・地勢や植生、歴史などと景観の関係を紐解きながら検討する必要がある。
- ・広域景観の景観単位を検討する上では、景観としてのつながりだけでなく、地形・地勢や植生、近世以降の歴史などを紐解いてつなげると、地域住民にとっても受け入れやすいものとなる場合がある。
- ・必ずしも広域自治体に任せなくとも、隣接する地方公共団体が協議の上、協定を締結し、計画をつくり、それぞれの議会で計画を議決する方法は、広域景観の取組の一つのガバナンスの方法として考えられるのではないか。

○景観まちづくりにおける継続性の担保する体制について

- 景観まちづくりを進める上では、計画づくりの段階は維持が活発であるものの、計画ができた後は取組が形骸化しがちであり、景観まちづくりに関係する主体が継続的にかかわる方法を検討する必要がある。
- ・景観計画策定のプロセスに携わったメンバーは、計画（特に定性的な景観形成基準）が示している意味をよく理解しているが、担当者が変わると本質が理解されていない場合があるため、景観形成基準の運用が難しくなる。そのため、取組の背景となる動機や理由、目標を明確にし、共有しておく必要がある。特に、複数の市町村が関係する広域調整においては目標の明確化が必要である。

- ・ 景観計画は一度策定すると、基準絶対主義になってしまいがちである。どのように計画を進化させるか、そのような思想が景観法の中ではインプットされてもいいのではないか。
- ・ 行政職員は、数年経つと異動して計画策定時の意義や事情が共有されないが、景観の取り組みに長年携わる組織として、大学を活用することは有効ではないか。

○広域景観における国や都道府県の役割について

- 地方分権の時代にあっても、市区町村が取組を進めるだけでなく、都道府県や国が関係主体の連携を図りやすくなるような役割を担うことが必要である。
- ・ 外部から来た人にとって見れば、行政境は見えない線である。富士山はひとつであるため、その一つの対象物の価値を上げるには、関係者の足並みをそろえる必要がある。
- ・ 静岡県では県下の自治体の景観計画策定や取組を支援するという立場を取ることで、市町村がお互いに切磋琢磨できるような環境づくりに意識して取り組んでいる。
- ・ 都道府県は県内の景観行政団体の連携を図る役目とともに、景観行政を行う意向がない地域においては県が先導的に取り組むという役目も必要だと感じている。
- ・ 富士山における広域景観のように、取り組む立場の都道府県が複数あり、関係する市町村が多くある状況においては、都道府県だけで取り組むことが難しい。国が調整した方が良い場合もあるのではないか。
- ・ 世界遺産は日本国が世界に求めて認められた資産であり、この状態をキープすることは国家（国・自治体）の役割であるため、地方分権時代においても国や都道府県、市町村が役割分担をしながら連携して取り組む必要があるのではないか。

以上